

【表紙】

| | |
|-------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年 8 月 7 日 |
| 【会社名】 | 株式会社アドヴァン |
| 【英訳名】 | A D V A N C O . , L T D . |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 山形 雅之助 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区神宮前四丁目32番14号 |
| 【電話番号】 | 03 (3475) 0394 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部 佐藤 香 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都渋谷区神宮前四丁目32番14号 |
| 【電話番号】 | 03 (3475) 0394 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部 佐藤 香 |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 一般募集 5,057,323,080円 オーバーアロットメントによる売出し 791,571,000円 (注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書の訂正届出書において「発行価額」という。)の総額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社アドヴァン 大阪支店 (大阪市中央区本町三丁目3番12号) 株式会社アドヴァン 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅五丁目3番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年7月28日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、一般募集の募集条件、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及び売出条件、その他この自己株式の処分並びに株式売出しに関し必要な事項が平成29年8月7日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 3 株式の引受け
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)
- 2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が平成29年8月7日(月)となりましたので、一般募集の申込期間は「自 平成29年8月8日(火) 至 平成29年8月9日(水)」、払込期日は「平成29年8月15日(火)」、受渡期日は「平成29年8月16日(水)」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「自 平成29年8月8日(火) 至 平成29年8月9日(水)」、受渡期日は「平成29年8月16日(水)」、シンジケートカバー取引期間は「平成29年8月10日(木)から平成29年9月8日(金)までの間」となります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

<前略>

(注)3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、913,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注)3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式913,000株の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行います。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

<後略>

2【株式募集の方法及び条件】

(訂正前)

平成29年8月7日(月)から平成29年8月10日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(訂正後)

平成29年8月7日(月)(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定された発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

(訂正前)

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|----------------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | - | - | - |
| 一般募集 | 6,087,000株 | <u>6,342,654,000</u> | - |
| 計(総発行株式) | 6,087,000株 | <u>6,342,654,000</u> | - |

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
4 発行価額の総額は、平成29年7月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|----------------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | - | - | - |
| 一般募集 | 6,087,000株 | <u>5,057,323,080</u> | - |
| 計(総発行株式) | 6,087,000株 | <u>5,057,323,080</u> | - |

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

(注) 4の全文削除

(2)【募集の条件】

(訂正前)

| 発行価格(円) | 発行価額(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|--|--------------|----------|--------|------|----------|------|
| 未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。) | 未定 (注)1、2 | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) |

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成29年8月7日(月)から平成29年8月10日(木)までの間のいずれの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定します。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の用途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://advan.co.jp/company/ir.html>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<後略>

(訂正後)

| 発行価格(円) | 発行価額(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|---------|----------|--------|------|----------|------|
| 867 | 830.84 | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) |

(注)1 発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の用途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、平成29年8月8日(火)付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://advan.co.jp/company/ir.html>)において公表します。

<後略>

3【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|------------------|-------------------|------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 3,652,300株 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 2,130,400株 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 304,300株 | |
| 計 | - | 6,087,000株 | - |

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|------------------|-------------------|------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 3,652,300株 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金(1株につき <u>36.16円</u>)となります。 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 2,130,400株 | |
| S M B C 日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 304,300株 | |
| 計 | - | 6,087,000株 | - |

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 6,342,654,000 | 6,000,000 | 6,336,654,000 |

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年7月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 5,057,323,080 | 6,000,000 | 5,051,323,080 |

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(注) 3の全文削除

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額6,336,654,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会において決議された本件第三者割当の手取概算額上限950,346,000円と合わせた手取概算額合計上限7,287,000,000円について、7,000,000,000円を平成29年9月末までに当社連結子会社であるアドヴァン管理サービス株式会社の設備投資資金及び短期借入金の返済資金に充てることを目的とした同社への投融資資金に充当する予定であります。

上記の設備投資資金及び短期借入金の返済資金に充てることを目的とした投融資資金については、アドヴァン管理サービス株式会社にて、5,920,000,000円を東京都渋谷区における当社新ショールーム・事務所の用地取得並びに当社本社近隣の当社事務所及び当社福岡支店新ショールーム・事務所建設に係る設備投資資金の一部に、1,080,000,000円を上記の用地取得の手付金のために借り入れた金融機関からの短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

さらに、残額が生じた場合には、平成31年3月末までに償還期限を迎える当社無担保社債の償還資金(最大200,000,000円)、平成31年7月末までに返済期限を迎える当社が運転資金として借り入れた金融機関からの長期借入金の返済資金(最大600,000,000円)及び平成31年7月末までにアドヴァン管理サービス株式会社にて設備投資資金のために借り入れた金融機関からの長期借入金の返済資金に充てることを目的とした投融資資金に順に充当する予定であります。

上記手取金は、実際の充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理致します。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額5,051,323,080円については、一般募集と同日付をもって取締役会において決議された本件第三者割当の手取概算額上限757,556,920円と合わせた手取概算額合計上限5,808,880,000円について、全額を平成29年9月末までに当社連結子会社であるアドヴァン管理サービス株式会社の設備投資資金及び短期借入金の返済資金に充てることを目的とした同社への投融資資金に充当する予定であります。

上記の設備投資資金及び短期借入金の返済資金に充てることを目的とした投融資資金については、アドヴァン管理サービス株式会社にて、4,728,880,000円を東京都渋谷区における当社新ショールーム・事務所の用地取得並びに当社本社近隣の当社事務所及び当社福岡支店新ショールーム・事務所建設に係る設備投資資金の一部に、1,080,000,000円を上記の用地取得の手付金のために借り入れた金融機関からの短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

上記手取金は、実際の充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理致します。

<後略>

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|----------|-------------|-------------------------------|
| 普通株式 | 913,000株 | 993,051,840 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 |

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、913,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト

([URL] <https://advan.co.jp/company/ir.html>) (新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成29年7月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額(円) | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|----------|-------------|-------------------------------|
| 普通株式 | 913,000株 | 791,571,000 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 |

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式913,000株の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、平成29年8月8日(火)付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト

([URL] <https://advan.co.jp/company/ir.html>) (新聞等)において公表します。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注)3の全文削除

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|-------------|------|------|--------------|--------|----------------|----------|
| 未定 (注)1 | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) |

<後略>

(訂正後)

| 売出価格 (円) | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金 (円) | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|-------------|------|------|--------------|--------|----------------|----------|
| 867 | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) |

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

(訂正前)

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、913,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

<中略>

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

<後略>

(訂正後)

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式913,000株(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

<中略>

(削除)

<後略>